

品川区教育委員会会議記録

平成 24 年 第 18 回 定例会

場 所 教育委員室
期 日 平成 24 年 12 月 25 日
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 2 時 12 分

出席委員	委 員 長	市川 信之助
	委員長職務代理者	鈴木 敏夫
	委 員	安尾 久子
	委 員	波多野 美佳
欠席委員	教 育 長	若月 秀夫

出席職員	教 育 次 長	田村 信二
	庶 務 課 長	齋藤 信彦
	学 務 課 長	和氣 正典
	指 導 課 長	太田 元
	品川図書館長	中元 康子

議事運営 および 委員長、教育 長報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> 署名委員に鈴木委員、波多野委員を指名。
---------------------------------	---

件名	<p>日程第1 第51号議案</p> <p>品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について</p>
担当課説明等	<p>(学務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

<p>件名</p>	<p>日程第1 第52号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(指導課長) ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員B) ・ ボランティア休暇について、都費教職員や区固有教員は何名程度取得しているのか。</p> <p>(委員D) ・ ボランティア休暇は、通常の有給休暇とは別に取得するのか。 ・ 学校の夏季休業中に、ボランティア休暇を取得することもできるのか。</p> <p>(委員B) ・ 支援活動を行う際は、ボランティア休暇ではなく有給休暇を取得して行うことが多いのか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(指導課長) ・ 区固有教員で、ボランティア休暇を取得した者はいない。都費教職員については、小学校の教員で1名、学校事務職員で1名の取得者がいた。 ・ ボランティア休暇は、通常の有給休暇とは別に付与されるものである。ボランティア休暇には、東日本大震災の被災地での被災者支援活動や地域の地域パトロール等の活動もあるが、休暇を取得して支援活動を行うため、教職員が授業を休んで支援活動を行うには難しい現状がある。 ・ 学校の夏季休業中にボランティア休暇を取得することは可能である。なお、学校の夏季休業中にボランティア休暇ではなく、夏季休暇を取得して支援活動を行った者が1名いた。 ・ 夏季休暇や有給休暇での支援活動の実態は把握していない。しかし、教職員の中には、夏季休暇や有給休暇を取得して支援活動等を行っている者もいると思われる。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>特になし</p>
<p>議事結果</p>	<p>原案可決</p>